

法令等改正情報

法令等改正の動向を掲載します。詳細については、記載の HP をご覧ください。

法令等の名称	改正の概要（令和 2 年 2 月 14 日現在）
<p>食品ロスの削減の推進に関する法律</p> <p>令和元年 5 月 31 日公布 令和元年 10 月 1 日施行</p>	<p>食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とする。</p> <p>事業者は事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減に積極的に取り組むよう努める。</p> <p>国又は地方公共団体は食品関連事業者の取組を支援する。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html http://www.env.go.jp/press/107238.html</p>
<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令</p> <p>令和元年 10 月 4 日公布 令和 2 年 4 月 1 日施行</p>	<p>(1) 指定製品の範囲の拡大 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 2 条第 2 項に基づく指定製品として、現場発泡用の硬質ポリウレタンフォーム用原液のうち住宅用建築材料以外のも、硬質ポリウレタンフォームを用いた断熱材並びに冷蔵機器及び冷凍機器を追加。</p> <p>(2) 報告徴収及び立入検査に係る規定の整備等。 改正法において、都道府県知事が行う報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者が、立入検査の対象にこれらの者の事務所及び事業所並びに解体する建築物その他の工作物等が追加されたことを踏まえ、それらの報告徴収及び立入検査の実施方法を定める等の改正。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107254.html</p>
<p>産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示等</p> <p>令和元年 10 月 7 日公布 (1) 令和元年 12 月 1 日施行 (2) 令和元年 10 月 7 日施行</p>	<p>(1) 検定方法告示について 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号）告示で引用している日本工業規格が本告示制定後に改正等されたことを踏まえ、所要の規定を整理。</p> <p>(2) 指定安定型産業廃棄物告示について 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ（6）に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」（平成 18 年 7 月環境省告示第 105 号）の別表中ほう素又はその化合物に係る検定方法について、見直し。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107250.html</p>
<p>水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p> <p>令和元年 11 月 18 日公布 令和元年 12 月 1 日施行</p>	<p>現在暫定排水基準が設定されている 1 業種（金属鉱業）について、現行の暫定排水基準のまま、令和 3 年 11 月 30 日まで適用期間を延長</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107431.html</p>
<p>令和 2 年度環境省関係税制改正</p> <p>令和元年 12 月 13 日決定</p>	<p>令和 2 年度の環境省関係の税制改正について、地球温暖化対策のための税を着実に実施し、揮発油税等の「当分の間税率」は維持。自動車環境対策のための車体課税の一層のグリーン化推進については検討事項とされた 等。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107524.html</p>
<p>平成 30 年度の電気事業者ごとの基礎排出係数・調整後排出係数等の公表</p>	<p>地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告に使用する基礎排出係数及び調整後排出係数等（30 年度分）を公表</p>

法令等の名称	改正の概要（令和2年2月14日現在）
令和2年1月7日公表	<p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107541.html</p>
<p>浄化槽法の一部を改正する法律 令和元年6月19日公布 令和2年4月1日施行</p>	<p>第1 浄化槽の管理に関する事項 (1) 使用の休止の届出等 (2) 環境大臣の責務 第2 浄化槽処理促進区域 (1) 浄化槽処理促進区域の指定 (2) 公共浄化槽 第3 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 第4 浄化槽 台帳の整備 第5 協議会の設置 第6 特定既存単独処理浄化槽に対する措置</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/law/r01_law40.html https://www.env.go.jp/press/107177.html</p>
<p>環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令等 令和2年2月7日公布 令和2年4月1日施行</p>	<p>浄化槽法の一部を改正する法律の施行に向けて、「環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令」及び「浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令の一部を改正する省令」について、所要の改正。</p> <p>(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を環境大臣が定めることができることとする。</p> <p>(2) 浄化槽台帳の整備に関して、記載項目（設置状況、保守点検・清掃の実施状況等）等を定める。</p> <p>(3) 浄化槽処理促進区域の指定、公共浄化槽制度、使用の休止の届出、協議会の組織に関して、必要な手続等を定める。</p> <p>●環境省 HP : http://www.env.go.jp/press/107718.html</p>